平成２４年（フ）第２０９号
長崎県北松浦郡佐々町野寄免397番地４、旧住所長崎県佐世保市棚方町210番地７
債務者　山藤　正子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
長崎県佐世保市大塔町281番地、旧住所長崎県佐世保市黒髪町354番地７
債務者　伊東　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
静岡県焼津市八楠３―13―２　楠ハイツＡ102号、住民票上の住所静岡県焼津市八楠２丁目10番地の16　レオパレスあむーる21ＡＭＯＵＲ105号
債務者　坂田　芳則
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
長崎県佐世保市原分町1723番地、旧住所神奈川県藤沢市湘南台７丁目５番地の７　コスモＡｏｉ湘南台Ⅱ102号室
債務者　地下　竜也
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
静岡県浜松市中区松城町214番地の24
債務者　川村　公大
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３７５号
千葉県市原市山田橋１丁目12番地17
破産者　田島　啓介
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７６号
千葉県市原市山田橋１丁目12番地17
破産者　田島　幸子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８５号
千葉県八千代市八千代台北10丁目13番18号
破産者　木村　鉄平
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１６号
千葉県松戸市幸谷612番地　ドミール新松戸Ⅰ―203号
破産者　松井　香織
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９１号
福井県越前市矢船町第９号14番地の８、開始決定時の住所福井県越前市宮谷町第35号28番地の１
破産者　福岡　純子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
福井県越前市矢船町９―14―８、開始決定時の住所福井県越前市清水頭町第１号８番地の１
破産者　福岡　忠儀
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
奈良県御所市大字**檜**原1168番地
破産者　株式会社加藤工務店
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
奈良県橿原市土橋町607番地
破産者　有限会社タツタ電子工業
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
埼玉県草加市高砂２丁目２番32号
破産者　永和運輸株式会社
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
埼玉県越谷市東越谷５丁目８番地20、旧所在地埼玉県越谷市柳町４番23号
破産者　株式会社ＭＯＴＯＤＡ（旧商号石川環境株式会社）
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
千葉県八千代市大和田96番地５
破産者　株式会社仲田商会
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３３号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番８号共同ビル94
破産者　株式会社メディエイト
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８８号
千葉県船橋市西船６丁目９番８号
破産者　有限会社モトフィーナ・インターナショナル
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３８９号
千葉県船橋市西船６丁目９番８号
破産者　橋本　京子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係